

**等々力緑地再編整備・運営等事業モニタリング等支援業務委託  
プロポーザル実施要領**

**1 業務概要**

(1) 業務名

等々力緑地再編整備・運営等事業モニタリング等支援業務委託

(2) 目的

本業務は、等々力緑地の再編整備・運営等事業をPFI方式、指定管理者制度、公共施設等運営事業（コンセッション方式）で実施するにあたり、民間事業者が実施する各種業務等に対し、市が実施するモニタリング等を支援することを目的とする。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和12年3月31日まで

**2 業務委託料**

以下の金額を上限とします。

1年目（令和5年度分）	41,610,000円	（消費税及び地方消費税を含む）
2年目（令和6年度分）	38,574,000円	（消費税及び地方消費税を含む）
3年目（令和7年度分）	38,574,000円	（消費税及び地方消費税を含む）
4年目（令和8年度分）	38,574,000円	（消費税及び地方消費税を含む）
5年目（令和9年度分）	38,574,000円	（消費税及び地方消費税を含む）
6年目（令和10年度分）	38,574,000円	（消費税及び地方消費税を含む）
7年目（令和11年度分）	38,574,000円	（消費税及び地方消費税を含む）
合計	273,054,000円	（消費税及び地方消費税を含む）

**3 実施形式**

公募型プロポーザル方式

**4 担当部局**

川崎市建設緑政局 等々力緑地再編整備室 中村、吉崎

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1 川崎駅前タワーリパークビル17階

電話 044-200-2408 FAX 044-200-3973

電子メール 53todose@city.kawasaki.jp

## 5 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中又は川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中の者でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「20 調査・測定」で登録予定であること。
- (3) 法人であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 本事業における落札者グループの代表企業、構成企業、協力企業ではないこと。

## 6 参加意向申出方法

令和5年2月10日（金）から川崎市ホームページ上で公表される各様式をダウンロードして使用すること。

プロポーザル参加申込み方法は以下のとおり。

### (1) 提出期間

令和5年2月10日（金）から令和5年2月17日（金）の午前9時から午後5時まで  
（ただし、平日の正午～午後1時、土曜日、日曜日及び休日を除く）

### (2) 提出場所

「4 担当部局」のとおり

### (3) 参加資格審査書類

次の書類を1部ずつ提出すること。

ア プロポーザル参加意向申出書（第1号様式）

イ 会社概要書（第5号様式）

### (4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

## 7 参加資格の審査等

### (1) 参加資格の審査

提案者について、「5 参加資格」に規定する参加資格の有無を審査する。

### (2) 審査結果の通知

参加資格の審査結果は、参加資格確認結果通知書（第2号様式）を用いて、令和5年2月21日（火）に、参加申出者に対し電子メールにより通知する。

## 8 提案書等の提出

参加資格の審査の結果、参加資格を有するとされた者は、提案書等を必要部数揃えて、提出すること。

### (1) 提案書の提出部数等

ア 正本1部 副本8部を提出すること。

イ 提案書の表紙（第6号様式）には、提案者名（企業名、代表者）等を記載し、提案者が押印すること。（ただし、提案者名等の記載と押印は正本のみとし、副本の表紙（第7号様式）には、提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。）

ウ 提案書の主文には、提案者名及び提案者が特定できる表現を用いないこと。

エ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

### (2) 提案書の記載項目

第8号様式のとおり（全体で20ページ以内にする）

### (3) 提出期限、場所及び方法

ア 提出期間

令和5年3月6日（月）から令和5年3月13日（月）の午前9時から午後5時まで  
（ただし、平日の正午～午後1時、土曜日、日曜日及び休日を除く）

イ 提出場所

「4 担当部局」のとおり

ウ 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

## 9 質疑応答

仕様書等に関する質問及び回答方法については次のとおりとする。

### (1) 質問方法

質問書（第9号様式）を用いて、電子メールにて提出すること。

### (2) 質問先

「4 担当部局」のとおり

### (3) 質問期間

令和5年2月21日（火）から令和5年2月28日（火）

### (4) 回答方法

令和5年3月6日（月）までに電子メールにより回答する。なお、回答は参加申出者全てに対して質問者を明らかにしない形で送付する。

## 10 審査

### (1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、等々力緑地再編整備・運営等事業モニタリング支援等業務委託プロポーザル選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

### (2) 審査日時及び場所等

#### ア 書類審査日

令和5年3月14日（火）から令和5年3月20日（月）

提出された企画提案書等に対し書類審査を実施し、評価の高い者3者程度を書類審査通過者として選定し、ヒアリング審査の対象者とする。書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者へ通知する。また、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知する。ただし、企画提案書提出者が3者以内であった場合は、書類審査の前に提案のあった全ての事業者へ、ヒアリング審査の日程等を通知する。

#### イ ヒアリング審査日

令和5年3月24日（金）（時間及び場所については、個別に連絡。）

#### ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材は、全て提案者が用意すること。（スクリーン、プロジェクター除く）

#### エ 審査体制

プレゼンテーションは、本業務に配置する担当者が行うこと。なお、会場に入室できる人数は5人までとする。

### (3) 提案書評価項目及び評価基準

別紙「提案書評価項目及び評価基準」のとおり。

### (4) 受託候補者の選定

ア 選定評価委員会での審査の結果、最高得点の提案書等を提出した者を受託候補者として選定する。ただし、評価点が6割に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が複数いる場合は、選定評価委員会で協議のうえ、受託候補者を選定する。

ウ 最高得点者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を受託候補者とする。

### (5) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、結果通知書（第4号様式）により、令和5年3月28日（火）に提案者全員に対してその結果を通知する。

### (6) 審査結果の公表

審査の結果、特定した受注候補者と契約を締結した後、速やかに提案者名、各提案者の審

査結果（順位、点数を含む。）を川崎市ホームページにおいて公表する。

## 1.1 参加の辞退

本件の参加申込み後、参加を辞退する場合は速やかに担当部局に電話連絡のうえ、辞退届（任意様式）を持参又は郵送により提出すること。

## 1.2 その他

- (1) 提出書類の追加・変更は原則として認めない。
- (2) 提案者から提出された書類等については、理由の如何に関わらず返却しない。
- (3) 次に掲げるいずれかの場合に該当する場合は本件の参加を無効とする。
  - ア 「5 参加資格」の条件を満たさなくなった場合
  - イ 提出書類が期限に間に合わなかった場合
  - ウ 提出書類に不備があった場合
  - エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - オ 見積書が提案上限額を超過した場合
  - カ 談合その他不正行為があった場合
- (4) 本プロポーザルに要した費用は提案者の負担とする。
- (5) この要領に定めるものの他必要な事項は別に定める。
- (6) 提出書類に関して説明を求められた場合は、応じること。